

【1989年2月3日】国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正について（諮問書、要綱）

年金審議会

平成元年2月3日

年金審議会

会長 福武 直 殿

厚生大臣 小泉 純一郎

諮問書

国民年金制度及び厚生年金保険制度を別添のとおり改正することについて、国民年金法（昭和34年法律第141号）第6条及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第5条の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

国民年金制度及び厚生年金保険制度改正案要綱

第一 改正の目的

国民年金及び厚生年金保険の給付額及び保険料を引き上げるとともに、厚生年金保険の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ、国民年金基金制度の改善、厚生年金基金の積立金の運用方法の拡大等を行い、国民の老後保障等の充実並びに国民年金制度及び厚生年金保険制度の長期的な安定を図ること。

第二 国民年金制度の改正の要点

一 基礎年金の年金額の引上げに関する事項（平成元年10月実施）

（1）基礎年金の年金額を次の額に引き上げること。

ア 老齢基礎年金、二級障害基礎年金及び遺族基礎年金 666,000円（月額55,500円）

イ 一級障害基礎年金 832,500円（月額69,375円）

（2）障害基礎年金及び遺族基礎年金の子に係る加算額を次の額に引き上げること。

ア 第一子・第二子 192,000円（月額16,000円）

イ 第三子以降 64,000円（月額5,333円）

二 旧法国民年金の年金額の引上げに関する事項（平成元年10月実施）

旧法国民年金の年金額を次の額に引き上げること。

ア 二十三年年金	608,500 円 (月額 50,708 円)
イ 十年年金	404,600 円 (月額 33,717 円)
ウ 五年年金	344,400 円 (月額 28,700 円)
エ 老齢福祉年金	340,800 円 (月額 28,400 円)

三 年金額の完全自動物価スライドに関する事項 (平成2年4月実施)

国民年金の年金額については、毎年4月から、前年の消費者物価指数の変動率に応じて政令で改定することとする。

四 保険料額の改定に関する事項 (平成2年4月実施)

一月当たりの保険料の額を次のように改めること。

平成2年4月から平成3年3月までの月分	8,400 円
平成3年4月から平成4年3月までの月分	8,800 円
平成4年4月から平成5年3月までの月分	9,200 円
平成5年4月から平成6年3月までの月分	9,600 円
平成6年4月から平成7年3月までの月分	10,000 円
平成7年4月以後の月分	法律に定めるところにより引上げ

五 学生の適用の変更に関する事項 (平成2年4月実施)

学生についての国民年金の適用を任意適用から強制適用とすること。

六 基礎年金等の支払回数の改善に関する事項 (平成元年10月実施)

基礎年金、寡婦年金及び旧法通算老齢年金について、支払月を2月、4月、6月、8月、10月及び12月とし、年6回支払いに改善すること。

七 国民年金基金に関する事項 (改正法の公布の日から1年以内に実施)

(1) 地域型国民年金基金の創設

各都道府県ごとに一個の地域型国民年金基金の設立を認めることとし、当該基金は、当該都道府県の区域内に住所を有する1,000人以上の第一号被保険者をもって設立するものとする。

(2) 職能型国民年金基金の設立要件の緩和

職能型国民年金基金の設立要件を緩和し、同種の事業又は業務に従事する3,000人以上の第一号被保険者をもって設立することができることとする。

(3) 国民年金基金連合会の創設

二以上の国民年金基金は、国民年金基金の中途脱退者等に係る年金及び一時金の支給を共同して行うため、国民年金基金連合会を設立することができることとすること。

第三 厚生年金保険制度の改正の要点

一 年金額の引上げに関する事項（平成元年10月実施）

（1）標準報酬の再評価

厚生年金の額の算定の基礎となる平均標準報酬見額について、次のように再評価を行うこと。

期間	再評価率
昭和60年9月以前	現行の期間の区分ごとの率にそれぞれ1.05を乗じて得た率
昭和60年10月から昭和62年3月まで	1.05
昭和62年4月から昭和63年3月まで	1.03
昭和63年4月から平成元年3月まで	1.00

（2）老齢厚生年金の配偶者及び子に係る加給年金の額並びに障害厚生年金の配偶者に係る加給年金の額を次の額に引きとげること。

ア 配偶者及び第一子・第二子 192,000円（月額16,000円）

イ 第三子以降 64,000円（月額5,333円）

（3）特別支給の老齢厚生年金の定額単価、三級障害厚生年金の最低保障額及び老齢厚生年金の特別加算額を次の額に引き上げること。

ア 特別支給の老齢厚生年金の定額単価 1,388円

イ 三級障害厚生年金の最低保障額 499,500円（月額41,625円）

ウ 老齢厚生年金の配偶者に係る加給年金の特別加算額

年齢に応じて、28,200円（月額2,350円）から141,000円（月額11,750円）

二 年金額の完全自動物価スライドに関する事項（平成2年4月実施）

厚生年金の年金額については、毎年4月から、前年の消費者物価指数の変動率に応じて政令で改定することとすること。

三 在職老齢年金の改善に関する事項（平成元年10月実施）

在職者齢年金の支給対象者の範囲を標準報酬月額が200,000円以下の者から220,000万円以下の者に改めるとともに、その支給割合を三段階（2割、5割及び8割）から五段階（2割、3.5割、5割、6.5割及び8割）に改めること。

四 老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げに関する事項

- (1) 一般男子の支給開始年齢については、平成 10 年度から 61 歳とし、その後 3 年毎に 1 歳ずつ引き上げて平成 22 年度に 65 歳とすること。
- (2) 女子の支給開始年齢については、平成 15 年度に 61 歳とし、その後 3 年毎に 1 歳ずつ引き上げて平成 27 年度に 65 歳とすること。
- (3) 船員・坑内員の支給開始年齢については、平成 10 年度から 56 歳とし、その後 3 年毎に 1 歳ずつ引き上げて平成 22 年度に 60 歳とすること。

五 老齢厚生年金の繰上げ支給制度の創設に関する事項

- (1) 一般男子又は女子であって、老齢厚生年金の受給資格期間を満たし、かつ、次のいずれかの事由に該当している者は、60 歳から 65 歳に達するまでの間、老齢厚生年金の支給繰上げの請求ができることとすること。
 - ア 被保険者でないこと。
 - イ 被保険者であって、標準報酬月額が 220,000 円以下であること。
- (2) 繰上げ支給の老齢厚生年金の額は、繰上げ支給しない場合の老齢厚生年金の額から繰上げ年数に応じて一定の減額率を乗じた額を減じた額とし、給付現価が等しくなる範囲内で、65 歳に達するまでの間の減額率と 65 歳に達した後の減額率を政令で定めるところにより変更することができることとすること。

六 標準報酬等級の上下限改定に関する事項（平成元年 10 月実施）

標準報酬等級を 68,000 円から 470,000 円までの 31 等級から、80,000 円から 530,000 円までの 30 等級に改めること。

七 保険料率の改定に関する事項（平成元年 10 年実施）

- (1) 保険料率を次のように改めること。

	改正後	現行
一般男子	1,000 分の 146	1,000 分の 124
女子	1,000 分の 141	1,000 分の 117.5
船員・坑内員	1,000 分の 164	1,000 分の 136
第四種被保険者	1,000 分の 146	1,000 分の 124
船員任意継続被保険者	1,000 分の 164	1,000 分の 136

厚生年金基金の加入員の保険料率については、免除保険料率（一般男子及び坑内員については 1,000 分の 32、女子については 1,000 分の 30）を、差し引いた率とすること。

- (2) 女子の保険料率については、平成 2 年 10 月分以降次のとおりとすること。

平成 2 年 10 月から平成 3 年 9 月までの月分	1,000 分の 142.5
平成 3 年 10 月から平成 4 年 9 月までの月分	1,000 分の 144
平成 4 年 10 月から平成 5 年 9 月までの月分	1,000 分の 145.5
平成 5 年 10 月以後の月分	1,000 分の 146

(3) 厚生年金基金に適用される免除保険料率は、イに掲げる額の累積額がアの額に達するまでの間は、次の表の上欄に掲げる月分に応じて下欄に掲げる率とし、イに掲げる額の累積額がアの額に達したとき以降については、1,000 分の 27 とすること。

ア 当該厚生年金基金の積立金の額のうち支給開始年齢の引上げに伴い積立てを要しないこととなる部分として政令で定めるところにより算定した額

イ 平成 7 年 10 月以降、1,000 分の 27 と次の表の下欄に定める率との差に相当する率を適用するとした場合の当該厚生年金基金の掛金に相当する額

() は女子

平成 3 年 10 月から平成 5 年 9 月までの月分	1,000 分の 30 (1,000 分の 29)
平成 5 年 10 月から平成 7 年 9 月までの月分	1,000 分の 27
平成 7 年 10 月から平成 9 年 9 月までの月分	1,000 分の 24
平成 9 年 10 月から平成 11 年 9 月までの月分	1,000 分の 21
平成 11 年 10 月から平成 13 年 9 月までの月分	1,000 分の 18
平成 13 年 10 月から平成 15 年 9 月までの月分	1,000 分の 15
平成 15 年 10 月から平成 17 年 9 月までの月分	1,000 分の 12
平成 17 年 10 月から平成 22 年 3 月までの月分	1,000 分の 9

八 厚生年金の支払回数の改善に関する事項 (平成元年 10 月実施)

厚生年金について、支払月を 2 月、4 月、6 月、8 月、10 月及び 12 月とし、年 6 回支払いに改善すること。

九 厚生年金基金に関する事項 (平成元年 9 月実施)

(1) 積立金についての運用方法の拡大

ア 厚生年金基金又は厚生年金基金連合会は、政令で定める要件に適合するものとして厚生大臣の認可を受けたときは、認可があった日以後に基金が徴収した掛金の額又は連合会が基金から移換を受けた額の累積額(積立金総額の 3 分の 1 を限度とする。)について、信託又は生命保険の契約のほか、投資顧問業者と投資一任の契約を締結することができることとする。

イ 厚生年金基金(積立金総額が 500 億円以上であるものに限る。)又は厚生年金

基金連合会は、政令で定める要件に適合するものとして厚生大臣の認可を受けたときは、アの累積額について、自らの責任において、確実に認められる有価証券の購入等を行うことができることとすること。

(2) 積立金の管理運用に関する理事の責任

積立金の管理運用に関する業務に関し、厚生年金基金又は厚生年金基金連合会の理事の責任等の規定を整備すること。

第四 平成元年度における物価スライドの特例措置等

一 拠出制国民年金及び厚生年金保険について、平成元年度において昭和 63 年の消費者物価上昇率を基準として年金額の改定措置を講ずるとともに、老齢福祉年金の額を 332,4004 円（月額 27,700 円）に引き上げること。 （平成元年 4 月実施）

二 老齢福祉年金等の本人所得制限限度額及び公的年金併給制限限度額について、支給率維持を図る等のため、その引上げを行うこと。

（所得制限関係 平成元年 8 月実施）

（併給制限関係 平成元年 4 月実施）

第五 その他、改正事項に関して所要の規定整備を行うこと。